

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年1月10日付けの一時保護決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、請求人の子（以下「本児」という。）に係る法33条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

本児に対して強制的に一時保護を行う必要性も合理性もない。高校教育は義務教育ではなく、無理して本児を高校に行かせる必要はない。正しい勉強動機があり、やる気を持って再スタートすれば決して悪くないと考えるから、令和3年11月、児相職員に対し、本児の高校進学を即刻中止し、家庭復帰させるよう要求した。憲法26条2項及び教育基本法5条により、請求人は本児の親として本児に義務教育を受けさせる義務がある。高校教育は義務教育範囲外であり、本児に受けさせるかどうかは、請求人の自由裁量でできる。処分庁は、強引に本児に高校教育を受けさせることにより、本児の家庭復帰を妨害している。

請求人は、本児の人生の長いスパンを熟慮した上で、一時保護の

解除、高校進学の一時的な中断という結論を下した。しかし、処分庁は、目前のことしか見ておらず、請求人の出した結論は乱暴に阻止された。処分庁が正当な理由なく、強引に本児を一時保護することは断じて許せない。処分庁が法を濫用し、強引に本児に対する一時保護を延長させていることは明らかな人権侵害であり、国家行政機関としては、あってはいけないことである。反抗期の本児には、場合によっては、優しく見守ったり、場合によっては、毅然として対応しなければならない。家庭内で本児による暴行があった場合は、警察に要請し、責任を負わせなければならない。これらはすべて子育てであり、これらを通して、親子が理解しあい、親子の絆を築かなければならない。請求人は、親権者であり、本児を育てる権利、義務を無情に略奪されている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年8月31日	諮問
令和5年10月12日	審議（第82回第3部会）
令和5年11月13日	審議（第83回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童養護施設への入所措置

法25条1項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

そして、法 26 条 1 項は、児童相談所長は、法 25 条 1 項の規定による通告を受けた児童、その保護者等について、必要があると認めるときは、法 26 条 1 項各号の措置を採らなければならないものとし、同項 1 号として、次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することと規定している。

これを受けて、法 27 条 1 項は、都道府県は、法 26 条 1 項 1 号の規定による報告のあった児童について、法 27 条 1 項各号の措置を採らなければならないと規定し、同項 3 号において、児童を児童養護施設等に入所させることを挙げている。

また、法 28 条 1 項は、法 27 条 1 項 3 号の措置を採ることが児童の親権を行う者の意に反するとき、都道府県は、次の各号の措置を採ることができるとして、法 28 条 1 項 1 号として、保護者が親権を行う者であるときは、家庭裁判所の承認を得て、法 27 条 1 項 3 号の措置を採ることができると規定している。

(2) 一時保護

ア 法 33 条 1 項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法 26 条 1 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができると規定し、法 33 条 2 項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法 27 条 1 項又は 2 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

また、法 33 条 3 項は、同条 1 項及び 2 項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から 2 月を超えてはならないと規定する一方、同条 4 項は、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは引き続き第 1 項又は第 2 項の規定による一時保護を行うことができると規定している。同条 5 項は、同条 4 項の規定により引き続き一

時保護を行うことが当該児童の親権を行う者の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないと規定するが、同項ただし書は、当該児童に係る法28条1項1号の承認の申立ての請求がされている場合は、この限りでないとして規定している。

イ 「一時保護ガイドライン」（平成30年7月6日付子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「ガイドライン」という。）Ⅱ・1は、法33条の規定に基づき児童相談所長が必要と認める場合には、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、児童福祉施設その他児童福祉に深い理解と経験を有する適切な者に一時保護を委託することができるとし、一時保護の判断を行う場合は、子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要があるとしている。

ウ 一時保護の要件が「必要があると認めるとき」との文言で規定されていること及び児童の福祉に関する判断には児童心理学等の専門的な知見が必要とされることからすれば、児童に一時保護を加えるか否かの判断は、都道府県知事ないしその権限の委任を受けた児童相談所長の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当であり、児童相談所長等が上記裁量を逸脱し又は濫用した場合に限り、一時保護処分を行ったことが違法となるというべきである（東京地方裁判所平成27年3月11日判決・判例時報2281号80頁参照）。

エ なお、東京都知事は、法27条1項及び33条2項に係る権限を、法32条1項、地方自治法153条2項並びに児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号及び5号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

(3) ガイドラインは、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、以下の各事実を認めることができ

る。

- (1) 処分庁は、警察署から、母による身体的虐待を内容とする通告及び母と本児との喧嘩の仲裁に入った本児の妹にタブレット端末を投げつけたという本児の「非行・ぐ犯」による通告を受けており、本児を一時保護した上で、母子関係の再構築に時間を要することから本児を本件施設へ入所させる措置を行っていたこと。
- (2) 令和3年6月2日、母から請求人へ親権を変更する旨の調停が成立し、同月18日、本児の親権者となった請求人は、本児の入所措置に係る承諾書を提出したこと。
- (3) 請求人は、令和3年7月29日付けで処分庁に対しFAXを送付し、承諾書を同日付けで撤回する旨を表明したが、同年8月13日、承諾書の撤回を撤回したこと。
- (4) 令和3年1月5日に請求人が本児を引き取りたい旨の意向を示して以降、処分庁は、母、請求人及び本児の各意向を確認しつつ、同年2月5日から本児の家庭復帰に向けた面会交流等を進めていた。しかし、請求人と本児との間で過去の虐待に関する事実に対する認識に相違があったこと、請求人が本児の主張を否定し、自らの考えや思いを曲げなかったことなどから本児が感情的になり、請求人と衝突を繰り返していること。
- (5) 請求人は、令和3年2月9日付けで本児へ手紙の送付を開始して以降、児相職員から手紙を読んだ本児が嘔吐することがあったことを聞いても手紙の送付を止めず、同年10月5日付けのものまで33通の手紙を送付したこと。
- (6) 令和3年11月20日の請求人との外出後、本児は当面の間、請求人との面会を止めることを希望し、令和4年6月13日及び同年8月24日の2度、児相職員が本児に家庭復帰の意向を確認したが、消極的であったこと。
- (7) 令和5年1月10日、処分庁は、請求人による本件施設への入所不同意が明らかになった同月6日を始期として、本児に対する一時保護を行っていること。
- (8) 令和5年3月2日、処分庁が家庭裁判所に対して、本児を児童養護施設に入所させる措置をとること等の承認を求める審判を申し立てたこと。

本件においては、令和3年2月に面会交流等を開始して以降、本児の請求人に対する拒否感は一貫して強く、これは、請求人が、過去の虐待行為を認めないことや自らの考えや思いを曲げずに本児の主張を否定してきたことに起因するものと推認される。請求人の考え・態度は一貫して変わることがなく（上記(4)及び(5)、同年11月20日に至るまで本児と請求人は衝突を繰り返しており、面会交流等を終了してからも本児は家庭復帰に消極的である（上記(6)）。

このような状況下で、本件施設への入所措置を終了し、本児が請求人との生活を再開すれば、激しい衝突が起きることは想像に難しくなく、本児の精神面・肉体系に与える影響は重大なものとなる。また、本児はしばしば感情的に行動してしまうことが認められるが（上記(1)及び(4)）、感情をコントロールすることが難しい児童については、ありのままの自分が認められる安心できる環境の中で他者との情緒的な関わりや、必要なサポートを受けながら、その成長を促していく必要があるところ、自らの考えや思いを曲げることなく本児の主張を否定してきた請求人にそのような関わりを持つことは期待し難い。

そうすると、子どもの最善の利益を最優先に考慮した場合、本件施設への入所措置が必要であるというべきであるから、処分庁が本児の一時保護が必要であると判断したことに不合理な点はない。本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものであって、違法又は不当なものということとはできない。

なお、処分庁は、請求人から本件施設への入所不同意が明らかになった令和5年1月6日を始期として、本児に対する一時保護を行っているが（上記(7)）、それから2か月を経る前の同年3月2日に家庭裁判所に対して法28条1項に基づく審判の申立てをしており（上記(8)）、これは上記1・(2)・アの法の定めにも則った手続である。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、処分庁が正当な理由なく一時保護を行い、また、その期間を延長させていることが法の濫用であり、請求人の本児を育てる権利及び義務を略奪しているとして、本件

処分の違法又は不当を主張する。

しかし、本件処分が上記1の法令等に基づき適正になされたものと認められ、また、処分庁が一時保護の期間を延長した点についても上記1・(2)・アの法の定めに則ったものであると認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一